

項番	疑義	回答
1	<p>○上質紙の入荷状況と銘柄について</p> <p>現在の中東情勢の悪化による影響で、原紙抄造に使用する各種溶剤や表面塗工剤等が入手困難な状況になっているため、年間通じて複数銘柄にて製造対応する事は可能か。</p>	<p>仕様書で定める紙質及び用紙地色（上質紙A判35kg及び白色）の範囲内であれば、複数銘柄（用紙）でも差支えありません。</p> <p>※本リーフレットについては、当該リーフレットを発送する事業者が封入封緘機を使用して当該作業を行うため、同一の封入先に納品するものは同一銘柄（用紙）で作成するなどの配慮をお願いします。</p>
2	<p>○入荷遅延時の対応について</p> <p>中東情勢の解決目途が見通せない状況であり、更に不安定化した際には、落札契約後に予定していた複数銘柄でも上質紙の入荷が困難となり入荷不可や出荷制限等となる可能性がある。</p> <p>請負契約書（案）の第14条（納期の無償遅延）において、「天災地変、その他乙の責に帰すべからざる理由によっては、納期遅延の請求により納期遅延を認めることができる」との記載があるが、<u>（Q2-1）上質紙の入荷不可能や出荷制限等で納期遅延が発生した場合、どのような対応策を検討いただけるか。</u></p> <p>また、<u>（Q2-2）納品遅延等により業務停止となった場合、落札業者にも何らかのペナルティーや違約金等の支払が課せられる可能性はあるのか。</u></p>	<p>入札前に予見可能な範囲で用紙供給状況を考慮し、契約締結後は履行に必要な用紙確保に努めた上で、予見可能な範囲を超えた著しい事情の変更が発生し、客観的にみて履行が困難であることが明らかである場合は、「乙の責に帰すべからざる理由」となると考えられます。</p> <p>【以下Q2-1に係る回答】</p> <p>上記に係る事象が発生した場合、契約書第14条（納期の無償遅延）に基づく請求は可能ですが、本契約において、機構が正当と認めることができる納期の延期は、当該時点の当機構における業務遂行に支障が出ない範囲となりますので、現時点で具体的な例示をすることはできません。</p> <p>【以下Q2-2に係る回答】</p> <p>「乙の責に帰すべからざる理由」により履行継続が不可能となった際には、当該事実関係を精査し、特段の事情が認められなかった場合、契約書に基づく損害賠償や違約金の請求を行うことがあります。</p>